

# 委託契約書(案)

件名 庁舎警備業務委託  
業務委託料 金 円也  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)  
業務委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
契約保証金

上記のことについて 発注者 福島県 (以下「甲」という。) と 受注者  
(以下「乙」という。) とは、次の条項に定めるところにより、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年福島県条例第70号)第3号の規定に基づく契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、甲が管理する契約対象物件について、本契約書及び仕様書に定められたところにより、頭書の業務委託料をもって頭書の業務委託期間内に頭書の業務(以下「業務」という。)を履行しなければならない。

## (受注者の注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって契約を履行しなければならない。

## (誠実履行の原則)

第3条 乙は契約を履行するに際して甲の指示に従い、甲も乙と協力して互いに信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## (履行状況の報告)

第4条 乙は、業務遂行状況を毎月とりまとめ、書面により翌月15日までに、甲に対し報告しなければならない。

## (業務委託料の支払い)

第5条 甲は、業務委託料を月ごとに支払うものとし、その支払額は、別表のとおりとする。

2 乙は、前条の規定に基づく報告について、甲の確認を受けた後、当月分の業務委託料を書面により請求することができる。

3 甲は、前項の規定による適正な請求を受けた日から起算して30日以内にその業務委託料を乙に支払うものとする。

## (遅延利息)

第6条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に業務委託料の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて、当該未払代金に対し政府契約の支払防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項

の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）を支払うものとする。

（機械警備機器の設置）

第7条 機械警備に使用する機器（以下「機器」という。）は、乙が業務の開始まで設置し、本契約終了時に撤去するものとする。

- 2 機器の設置及び撤去に要する経費は、乙の負担とする。
- 3 乙は、契約対象物件に設置した機器の配線について、本契約業務の遂行に支障があると認めるときは、配線を取り替えるものとする。
- 4 機器の点検修繕は、原則として乙の負担とする。
- 5 機器の設置に必要な配線及び配管は、現状の配線及び配管を使用するものとする。
- 6 新たに配線及び配管を敷設する場合は、事前に機器配備計画書を甲に提出し承認を得なければならない。
- 7 機器の撤去後は、原状に復帰しなければならない。
- 8 機器による警備が不可能な場合には、巡回警備で対応しなければならない。

（契約対象物件の変更）

第8条 甲は、契約対象物件に係る増改築、修繕、付帯設備の設置その他現状変更を行うときは、事前に乙に通告し、警備内容の変更の要否について検討を求めるものとする。

- 2 前項の現状変更が甲の任意により行われた場合において、事故が生じたときは、乙はその賠償の責を負わないものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約を履行しないとき又は、履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、又はその支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、乙に対して30日前までに書面で解約の通知をした上で解除することができる。
- (1) この契約を必要としない事由が生じたとき。
  - (2) 令和9年4月1日以降にこの契約に係る予算の減額又は削除があるとき。
- 3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承諾を得た上で、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として業務委託料又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第

225号)の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条第1項第7号の規定による契約解除によって生じた乙の損害については、その責めを負わないものとする。

(契約の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第12条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、書面による甲の承諾を得ずに、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要となった経費については、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定める。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年

法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の条項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義等が生じた場合は必要に応じて、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有するものとする。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県郡山市待池台1丁目12番地  
福島県  
福島県ハイテクプラザ  
所長 伊藤 日出男

乙

## 別紙

## 業務委託料支払額内訳

(単位：円(消費税額))

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
4月	( )	( )	( )	( )	( )
5月	( )	( )	( )	( )	( )
6月	( )	( )	( )	( )	( )
7月	( )	( )	( )	( )	( )
8月	( )	( )	( )	( )	( )
9月	( )	( )	( )	( )	( )
10月	( )	( )	( )	( )	( )
11月	( )	( )	( )	( )	( )
12月	( )	( )	( )	( )	( )
1月	( )	( )	( )	( )	( )
2月	( )	( )	( )	( )	( )
3月	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合

は、当該個人情報復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認め

たときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。